平成27年度 第18回 役員会議事要旨

日 時 平成27年11月11日(水)10時30分~12時10分

場 所 学長室

出席者 学長, 滝澤理事, 門出理事, 後藤理事

欠席者 吉田理事

陪席者 佐々木監事, 北村監事

1 審議事項

(1) 寄附に伴う感謝状の贈呈について

学長より、本件について、本学学生の熱気球部に対して、機材一式の寄附を 受けたので感謝状の贈呈を提案する旨説明があり、滝澤理事から推薦の理由等 について説明があった。また、学長より、熱気球の使用等について覚書を取り 交わす旨発言があり、審議の結果、了承された。なお、学生搭乗時、バスケットにバナーを付す件については、慎重に対応するよう意見があった。

- (2) 一般入試合格発表に対応できる佐賀大学 Web サーバの管理・運用について 学長より、本件について、一般入試合格発表時の Web サーバの高負荷への対 応をより強化する案件である旨説明があり、次いで、後藤理事から、現在の Web サーバの問題点、今後の管理・運用についてクラウドのウェブホスティングサ ービスを利用する旨説明があった。また、情報管理課長より、初期費用及び今 後の年間利用料等について説明があり、審議の結果、了承された。
- (3) その他 特になし。

2 協議事項

(1) 国立大学法人佐賀大学教員人事の方針等の一部改正について

学長より、本件について、教員選考は公募を原則としているが、より広く公募を行い優れた人材を確保すること、教員選考の公明性を高めるよう、教育研究評議会において審議を行うこととするため、関係規則の改正を行うものである旨説明があった。

次いで、後藤理事から、人事制度委員会、過半数代表者及び組合等の説明に おける意見、他大学はすでに公募の方針・決定の内容を教育研究評議会で審議 している旨説明があった。

学長より、学部教授会だけではなく、教育研究評議会という共通のフィルターをかけることが目的であり、決定に時間がかかるという意見については、対応によって短縮できる工夫をする旨発言があった。

また,教員人事の方針の改正案の文言に意見があり,修正することとなった。協議の結果了承され,直近の教育研究評議会で審議することとなった。

(2) クロスアポイントメント制度導入に伴う就業規則の制定及び一部改正について

学長より、本件について、本学にクロスアポイントメント制度を導入するにあたり、関係規則の整備を行うものである旨説明があり、後藤理事から、クロスアポイントメント制度について説明があった。次いで、人事課長より関係規則の説明があった。協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(3) 契約職員の高年齢雇用に係る就業規則の一部改正について

学長より、本件について、本学の契約職員の採用及び高年齢雇用の規程に整備されていなかった項目があり、追加して整備するものである旨説明があり、後藤理事から契約職員人事規程と契約職員給与規程の一部改正である旨説明があった。協議の結果了承され、直近の経営協議会、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(4) 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の取扱いに関する 規程の一部改正について

後藤理事より、本件について、障がい者の雇用期間を延長するため、本学が締結する有期労働契約の契約期間の取扱いに関する規程の一部を改正し、契約期間3年を5年の範囲内にする旨説明があった。次いで、人事課長より、法律の改正により障がい者を雇用する企業が多くなったことから、適材の後任補充に苦慮している現状の説明があった。協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(5) 総人件費(承継職員人件費)の改革について

後藤理事より、本件について、第3期においても人件費抑制を求められ、平成23年度から実施されている「定年退職後教員の後任補充は原則10月以降とする」対応を、自己都合等の退職教員の後任補充についても、実習等に支障がなければ退職後6か月間不補充とする方針である旨説明があった。次いで、人事課長より、これまでの総人件費改革対応について説明があった。また、財務部長から、今年度の人件費もすでにオーバーしており、今後、交付金の削減等が実行される場合、さらなる対応が必要との発言があった。

教員人事について教育研究評議会で審議を行うことになると,実質10か月程度経過し,人件費抑制につながる。教育上の配慮による非常勤講師の任用は,他に方法がない場合のみ認める。退職後6か月間不補充とし,6か月後に公募を開始する。診療はチーム医療,教育は専門に近い教員が教えるなどの工夫が必要等の意見があった。協議の結果,方向性は了承され,直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(6) 平成28年度学年暦及び行事予定表(案)について

滝澤理事から、本件について、15回の授業回数を確保し、教育の質保証を担保するとともに、平成28年度の学事の基礎となる学年暦及び年間行事予定を策定するものである旨、また、各行事、予備日、補講日、平成29年度入学式について説明があった。協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(7) 学士力の見直し(案)について

学長より、本件について、佐賀大学学士力の内容を新たな教育成果の目標に 対応させるため見直しを行うものである旨、次いで滝澤理事から、現行の学士 力の基本的枠組みは堅持し、「地域」を織り込む旨説明があり、協議の結果了 承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(8) 寄附講座の設置等について

門出理事から、本件について、「人工関節学講座」の設置(2年間更新)、「地域医療支援学講座」の設置期間の5年間延長、「先端心臓病学講座」の設置期間の3か月延長の申請があった旨説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(9) その他 特になし。

3 報告事項

(1) 平成26年度に係る業務の実績に関する評価の結果について 後藤理事から、本件について、国立大学法人評価委員会から、項目別の評価 結果の4項目すべて「順調」とされた旨の説明があった。さらに、企画評価課 長から、課題として指摘された事項、「特筆」される事項として取り上げられ た法人、今後の留意点、機能強化に向けた取り組み状況、改革推進状況等、今

(2) 平成28年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金概算要求額(文部科学省)の概要について

回の評価結果の概要と特徴について説明があった。

財務課長から、本件について、文部科学省から財務省に提出された平成28年度概算要求のうち佐賀大学に関するもので、10月29日に文部科学省から伝達を受けた旨報告があり、運営費交付金予定額、機能強化経費等について説明があった。

(3) その他 特になし。

4 その他

特になし。

以上